

【改正後全文】

老発 0820 第 5 号

平成 21 年 8 月 20 日

【第一次改正】老発 1222 第 2 号

平成 22 年 12 月 22 日

【第二次改正】老発 0531 第 2 号

平成 23 年 5 月 31 日

各 都 道 府 県 知 事 殿

厚生労働省老健局長

平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の運営について

標記の交付金の交付については、「平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金の交付について」（平成 21 年 7 月 1 日厚生労働省発老 0701 第 19 号厚生労働省事務次官通知）の別紙「平成 21 年度介護基盤緊急整備等臨時特例交付金交付要綱」をもって通知したところであるが、当該交付金によって造成された基金の運営については別紙「介護基盤緊急整備等臨時特例基金管理運営要領」（以下「運営要領」といふ）を定め、平成 21 年 5 月 29 日より適用することとしたので通知する。